

FAX 番号

付 にて決定しました日常生活用具の給付について
次の理由により取消する事を決定しましたので通知します。

対象者氏名
対象者住所

申請者住所

種目

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）